

岩手県告示第497号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和4年8月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
岩手県立宮古病院	宮古市崎楯ヶ崎第1地割11番地26	令和7年8月11日